

お申し込み方法

1

記入

区役所、区施設で配布している申込書の内容をご確認いただいた上でお申し込みください。
申込書は下記の区ホームページからもダウンロードいただけます。

- ⚠ 設置には要件がございます。あらかじめご確認ください。
- ⚠ ご自宅の分電盤やコンセントの環境によっては器具を設置できないことがあります。
- ⚠ 申込書に記載の「申し込みに関する同意事項」及び「確認事項」を必ずご確認ください。

2

申込

4つの申し込み方法からお選びください。送り先など詳細は申込書をご覧ください。



郵送



FAX



メール



専用フォーム

お申し込み期限：令和6年12月27日（金）まで（消印有効）

3

設置

原則お申し込みいただいた日程（土日祝を含む）で設置にお伺いしますが、お申し込みいただいた日程が混雑している場合は、日程調整をお願いすることがあります。

よくあるご質問

設置器具の取り外しはお願いできますか？	取り外しは行いません。設置時に外し方もお伝えいたしますので、ご自身で取り外しをお願いいたします。
電話での申し込みはできますか？	聞き間違いを防止するため、電話ではお申し込みいただけません。

お問い合わせ先

専用コールセンター



0120-929-675

FAX ▶ 0258-25-2782

（必ず返送先のFAX番号をご記載ください）

受付時間 ▶ 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

メールアドレス（問い合わせ専用）

開設期間 ▶ 令和6年7月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで ▶ info-kanshin@funayama.co.jp



中央区 CHUO CITY

防災危機管理課・高齢者福祉課・障害者福祉課

詳細・申込書はこちら
（中央区ホームページ）



中央区

無料で設置します

感震ブレーカーで

火災防止



申込期間

令和6年7月1日（月）から12月27日（金）まで

震災時の電気火災から命を守りましょう

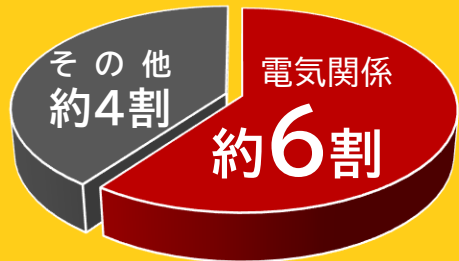
震災時に発生する電気火災を防止する器具「感震ブレーカー」を無料で設置します。この機会に設置してみませんか。

対象と設置器具

以下の3区分のいずれかに該当する世帯が対象です。

区分	対象	設置器具 （1世帯に1個）
木造住宅	木造住宅に居住する世帯	簡易型
高齢者	①65歳以上で要介護2以上の寝たきりの方が属する世帯 ②65歳以上のひとり暮らし世帯 ③65歳以上の方を含む60歳以上の方だけで構成される世帯 ④65歳以上の方のご家族が就労、就学などで日中等に不在となり、「②」又は「③」と同様の状態となる世帯	簡易型・コンセント型のどちらかを選択
障害者	①身体障害者手帳を所持する視覚障害者が属する世帯 ②身体障害者手帳4級以上を所持する肢体不自由者が属する世帯 ③愛の手帳3度以上を所持する知的障害者が属する世帯 ④精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持する方が属する世帯	簡易型・コンセント型のどちらかを選択

地震による火災の約6割は電気火災が原因とされています！



大規模地震時における火災の発生原因
※大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書について（概要）

電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電からの復旧時に発生する火災のこと。

事例1

地震で本棚から落下した書籍が電気ストーブの前に落下
→ 停電から通電が再開し、ストーブが再始動
→ 書籍に着火 火災発生



事例2

地震でタンスが転倒家電の電気コードが損傷
→ 電気が復旧通電によってコードがショート
→ 近くの可燃物に着火 火災発生



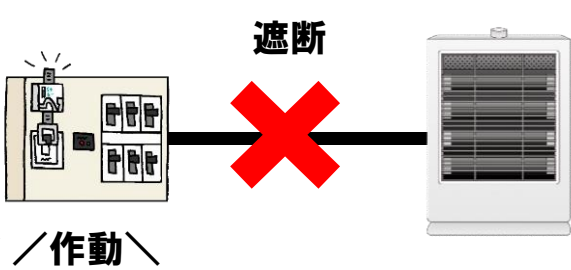
このような電気火災を防ぐには…

感震ブレーカーの設置が効果的！

感震ブレーカーとは？



感震ブレーカーのセンサーが地震を検知



自動的に電気供給を遮断

このようなご不安はございませんか？

設置方法がわからない…
どちらの器具を選択すれば良いかわからない…



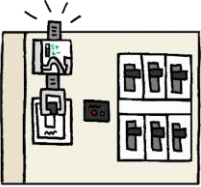
ご安心ください！
クロネコヤマトの制服を着たスタッフが、ご自宅へ設置に伺います！器具に関するご説明もさせていただきます。
※令和7年1月に設置する場合は、アート引越センターの制服を着たスタッフが設置します。

器具ご選定のお悩みやその他ご不明点はあらかじめ専用コールセンターでご相談いただけます！

⚠本事業をかたった詐欺にはご注意ください
本事業では費用をご負担いただくことは一切ございません

高齢者、障害者は簡易型・コンセント型の2種類から選択したものを設置します。
木造住宅にお住まいの方は簡易型を設置します。

設置には要件がございます。申込書・お申し込み方法等、詳細は裏面をご確認ください。

器具名	簡易型	コンセント型
特徴	 - 分電盤に設置 - 地震の揺れを感知し、ブレーカーを落とす	 - コンセントに設置 - 地震の揺れを感知し、接続機器の電源を落とす
設置条件	- 感震ブレーカーが設置可能な分電盤の形状である - 生命維持に関わる医療器具（補助電源がある場合を除く）を設置していない	壁面のコンセント ※一部設置できないコンセントがあります。
遮断範囲	家屋全体	コンセントに接続している機器のみ
対応震度	5強以上または6弱以上を設定可能	5強以上
夜間に作動したときには…	ブレーカーが落ちるので懐中電灯などの用意が必要	接続機器のみ遮断するため、停電していなければ照明は使用できる
対象 (詳細は表面に記載)	木造住宅にお住まいの方、 高齢者、障害者	高齢者、障害者

電気火災の原因は電気ストーブ等の電気製品だけではなくありません。電気配線の断裂・ショートが原因となることもあります。このため、家屋全体の通電を遮断できる「簡易型」がおすすめです。